農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)

令和8年　　月

桐　　生　　市

目　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　桐生市における農業生産、農業構造等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策・・・・・１
４　地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・・・・・・・・２

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・３

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・３
１　農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・４

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項・・・・５
２　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第５　経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３　農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

附則　・・９

別紙１（第２関係）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

別紙２（第２の２関係）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　桐生市における農業生産、農業構造等

桐生市は、群馬県の東部に位置し、東は栃木県足利市に接し地域の中心部に渡良瀬川が流れている。

地形は、足尾山地や赤城山の山麓から渡良瀬川流域の平坦地まで変化に富んでいる。

内陸性の気候で、気温の変化が大きく、冬季に赤城おろしの北風強く寒冷な時期もあるが、降雪はまれで、降水量も比較的少なく晴天が多い温暖な地域である。

耕地は、標高 80mから 750mの間の市街地近接の平坦地から山間部にまで及びそれぞれの立地条件に合わせ畜産や野菜、稲作、果樹等の農業が営まれている。

２　効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方

桐生市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定めて、市農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けての農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地利用集積の推進、経営の合理化、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的には、市内及び周辺地域において営まれている優れた農業経営等を踏まえ、次のとおり主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、市内及び周辺地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が市内の農生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、目標設定に関しては、令和 17 年とする。

目標年間労働時間	主たる従事者１人当たり 1,750～1,950 時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者１人当たりおおむね440万円 １経営体当たり　　おおむね 620 万円

３　育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策

これらの目標を達成するため、地域の話し合いを基本に次のように育成・確保を図る。

（１）土地利用型農業の担い手

地域の実情に応じて、農地中間管理機構が行う事業等の「農業経営基盤強化促進事業」を積極的に活用することにより、農地利用の集積や作業の受委託を促進し、面的なまとまりを持った農地利用集積を図り、生産性の向上や経営の改善を促進する。

また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導を図る。

（２）土地集約型農業の担い手

産地の形成とコストの低減、高収益作物の導入、ブランド化を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成する。

（３）その他の担い手

①　新たに就農しようとする意欲ある者については、現に効率的かつ安定的な農業経営を確立した先進的農家での研修等を通じ、育成・支援するシステムを整備する。

②　農業生産において女性が重要な役割を担っていることから、家族経営協定の締結、農業経

営改善計画の共同申請の推進や起業等を通じた女性の農業経営への、より一層の参画を促進する。

③　農業を振興すべき地域にあっては、農業以外の土地需要との秩序ある調整を図りつつ、優良農用地の確保と良好な生産環境の維持に努めるほか、生産性の高い農業の実現を図るため、土地基盤整備を引き続き総合的に推進する。

④　中山間地域等にあっては、耕作放棄地等の活用を進め、生産基盤と併せ生活環境の整備を促進することにより、農村の活性化に努めるものとする。

⑤　地域活性化や農地の有効利用を図るため、担い手として企業等の農業参入を推進し、地域との協調の下、地域の担い手として育成を図る。

⑥　農業の現場で必要な多様な人材を確保するため、関係機関と連携して、働きやすい環境づくりを推進し、各種制度を活用した外国人材の円滑な受入れや農福連携による障害者雇用等を促進するための取組を実施する。

なお、このような目標等に則し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、低利融資等の農業金融対策の効果的な推進を図るとともに、経営の改善と永続性を図る観点から、女性農業者等多様な農業従事者意欲と能力を十分発揮できる家族経営協定等の推進や必要に応じ経営の法人化を誘導する。

4　地域営農の活性化

本市農業においては、担い手の高齢化や遊休農地の増加など、様々な課題が山積みしている。将来の本市農業の健全な発展を図るためには、農業者や関係機関等での地域内の話し合いの下に、策定された「地域計画」の実現に向けた取組を支援する。特に、今後の農地利用を担う農業経営体等への農地の集積・集約化を一層促進するとともに、将来を見据えた地域農業の担い手の確保に努めていく。

5　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)新規就農の現状

桐生市の令和7年の新規就農者は5人(雇用就農含む)で、過去5年間の平均を見ても年5人と少ないため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた65歳以下の新規就農者の育成・確保目標年間240人を踏まえ、桐生市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人の増加を図る。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

桐生市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得)を目標とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～1,950時間程度

目標年間農業所得	主たる従事者１人当たりおおむね230万円 １経営体当たり　　おおむね 310 万円

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については桐生市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については群馬県東部農業事務所桐生地域農業課（以下、「桐生地域農業課」という。）や新田みどり農業協同組合（以下、「農協」という。）等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個別経営体］

別紙１

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個別経営体］

別紙２

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、群馬県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）、桐生地域農業課、農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働

力の活用等に取り組む。
　加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　市が主体的に行う取組

　本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、桐生地域農業課、桐生市農業委員会や農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
　また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
　更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の変更等の措置を講じる。
　本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

　本市は、桐生地域農業課、桐生市農業委員会、農協、一般社団法人群馬県農業会議(以下、「農業会議」という。)、公益財団法人群馬県農業公社(以下、「農業公社」という。)、政策金融公庫等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(１)桐生地域農業課、農協は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行う。

(２)農業会議、農業公社、桐生市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(３)政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した資金面でのアドバイスを行う。

(４)個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

　本市は、桐生地域農業課及び農協と連携して、区域内における栽培品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、群馬県及び支援センターへ情報提供する。
　農業を担う者の確保のため、桐生市農業委員会、農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする

者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、桐生市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

前記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　考
60.0%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

２　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

桐生市の平坦部においては、米麦、施設野菜、露地野菜、畜産等土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業等の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では圃場が傾斜地に多く、点在しているため農地利用条件が悪く、土地基盤整備は、一部地域を除き遅れており、露地野菜、水稲等の比較的小規模での農業経営となっている。

さらに、鳥獣による被害の増加が懸念されることから、遊休農地発生防止、再生活動及び有効活用の促進、鳥獣害対策等の取組を支援し、担い手の経営基盤を確保する。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでくることが予想され、このままでは担い手は受けきれない農地が出てくることが考えられる。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農業経営基盤強化の強化を促進するための措置を講ずる。

（３）関係団体等との連携体制

市、桐生市農業委員会、農業公社、農協、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、「地域計画」の実現に向けて、地域の合意形成を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めることにより、農用地の連坦化及び団地面積の拡大を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第５　経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、桐生市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業

生産活動の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。更に、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についても啓蒙に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1)法第 18 条第 1 項の協議の場の設置

① 協議の場の開催については、幅広い農業者の参画を図るため、市の広報への掲載やホームページ等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

② 参加者については、農業者、市、桐生市農業委員、桐生市農地利用最適化推進委員、農協、農業公社、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

③ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を桐生市農林振興課に設置すること。

(2)法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定すること。

(3)その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

市は、地域計画の達成に向けて、県、桐生市農業委員会、農業公社、農協、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地中間管理機構に対する利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(４)農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他の構成員の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(５)農用地利用規程の認定

① (２)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (４)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(６)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (５)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行例(昭和５５年政令第２１９号)第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(４)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(５)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(５)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(５)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(２)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする者であること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画と見なす。

(７)農用地利用改善団体の勧奨等

①　(５)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定を行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(８)農用地利用改善事業の指導、援助

①　市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②　市は、(５)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、桐生地域農業課、桐生市農業委員会、農協、農業公社~~ﾈ~~等の指導、助言を求めてきた時は、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

３　農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(１)農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　農協その他農業に関する団体に農作業受委託の斡旋の促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(２)桐生市農業委員会、農地中間管理機構、農協による農作業の受委託の斡旋等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受

委託の促進に努めるものとする。

（3）農協自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成７年２月２８日から施行する。

附則

この基本構想は、平成１２年３月３１日から施行する。

附則

この基本構想は、平成１３年９月３日から施行する。

附則

この基本構想は、平成１６年９月１日から施行する。

附則

この基本構想は、平成１８年８月１７日から施行する。

附則

この基本構想は、平成２２年６月１日から施行する。

附則

この基本構想は、平成２４年３月３０日から施行する。

附則

この基本構想は、平成２６年９月１９日から施行する。

附則

この基本構想は、平成２８年１２月１３日から施行する。

附則

この基本構想は、令和３年１２月２７日から施行する

附則

この基本構想は、令和５年９月２１日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

附則

この基本構想は、令和８年　　月　　日から施行する。

別紙１（第２関係）

農業経営の指標の例

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
１ 水稲 ＋ 露地野菜 (ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ、ｴﾀﾞﾏﾒ)	作付面積 水稲　400a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 250a ｴﾀﾞﾏﾒ 100a 経営面積 6.5ha	＜資本装備＞ (中型機械化体系) ・ﾄﾗｸﾀｰ(85ps、55ps、35ps) ・ﾌﾞﾚﾝﾄﾞｷｬｽﾀｰ ・田植機(5条) ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条刈) ・水稲播種機 ・穀物乾燥機(40石、28石) ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・ｴﾀﾞﾏﾒ脱莢機 ・ﾄﾗｯｸ(2t、軽)等 ＜その他＞ ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化	・雇用労働力の安定的確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る	家族労働力　4人 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
２ 露地野菜 (ﾅｽ、ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ、ﾎｳﾚﾝｿｳ) ＋ 水稲	作付面積 露地ﾅｽ　20a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 130a ﾎｳﾚﾝｿｳ　40a 水稲　50a 経営面積 2.4ha	＜資本整備＞ (中型機械化体系) ・ﾄﾗｸﾀｰ(35ps) ・田植機 (4条　3戸共同) ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ (3条　3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石　3戸共同) ・播種機 ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・ﾄﾗｯｸ(2t、軽)等 ＜その他＞ ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ﾅｽは接ぎ木購入苗利用 ・ﾅｽはV字仕立てにより収量と品質の向上を図る ・ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝによる露地野菜の連作障害の軽減	・雇用労働力の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労力　1人 収穫・調整作業に対するﾊﾟｰﾄ雇用 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
３ 施設野菜 (ｷｭｳﾘ)	作付面積 促成ｷｭｳﾘ 25a 抑制ｷｭｳﾘ	＜資本装備＞ (小型機械化体系) ・ﾄﾗｸﾀｰ(21ps) ・土壌消毒機(2条)	・雇用労動力の確保 ・ｷｭｳﾘの出荷規格	家族労働力 2人 雇用労力　1人 収穫・調整作業に

	25a 経営面積 0.25ha	・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ﾊｳｽ(2,500㎡) ・ﾄﾗｯｸ(1t、軽)等 ＜その他＞ ・ｷｭｳﾘは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	の簡素化と平箱ｺﾝﾃﾅによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る	対するﾊﾟｰﾄ雇用 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
4 施設野菜 (ﾅｽ、ﾎｳﾚﾝｿｳ)	作付面積 半促成ﾅｽ 30a 雨よけﾎｳﾚﾝｿｳ 30a (30a×2.5作) 経営面積 0.3ha	＜資本装備＞ (小型機械化体系) ・ﾄﾗｸﾀｰ(21ps) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・暖房機 ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(3,000㎡) ・ﾄﾗｯｸ(1t、軽)等 ＜その他＞ ・ﾅｽは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ﾅｽは単為結果性品種で受粉作業の省力化を図る ・ﾅｽは適正な整枝・せん定により収量と品質の向上を図る ・ﾅｽは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ﾎｳﾚﾝｿｳは半促成ﾅｽの後作で2.5回作付	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥によりﾌﾞﾗﾝﾄﾞ品としての有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するﾊﾟｰﾄ雇用 連棟ﾊｳｽ、暖房機の導入による換気労力の軽減 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
5 果樹 (ﾌﾞﾄﾞｳ専作)	作付面積 ﾌﾞﾄﾞｳ 75a 経営面積 0.75ha	＜資本装備＞ (中型機械化体系) ・ﾄﾗｸﾀｰ(21ps) ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ(500L) ・直売施設 ・ﾌﾞﾄﾞｳ棚 ・雨よけﾊｳｽ ・軽ﾄﾗｯｸ等 ＜その他＞ ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系	・高級化・多様ﾆｰｽﾞへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る ・ﾊﾟｿｺﾝ利用による顧客のﾃﾞｰﾀ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減	家族労働力 2人 ｼﾞﾍﾞﾚﾘﾝ処理に対する雇用 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
6	作付面積	＜資本装備＞	・雇用労動力の確	家族労働力 2人

施設花き (ｼｸﾗﾒﾝ、鉢ｱｼﾞｻｲ)	ｼｸﾗﾒﾝ　20a 鉢ｱｼﾞｻｲ 40a (施設20a) (露地20a) 経営面積 0.4ha	・鉄骨ﾊｳｽ(2,000㎡) ・ﾊｳｽ内ｶｰﾃﾝ(2,000㎡) ・栽培ﾍﾞﾝﾁ (2,000㎡) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・土壌消毒機 ・ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ(1.5t) ・軽ﾄﾗｯｸ等 ＜その他＞ ○共通 ・ｷﾞﾌﾄ向け大鉢規格と量販向け中小鉢規格の生産 ・底面給水や点滴ﾁｭｰﾌﾞ給水技術等の導入による省力化 ・複合環境制御ｼｽﾃﾑの整備 ○ｼｸﾗﾒﾝ ・ｾﾙ苗導入による育苗省力化 ・栄養診断による施肥体系 ○鉢ｱｼﾞｻｲ ・挿木増殖と露地での育苗 ・冬季加温による促成早期出荷	保 ・ｵﾘｼﾞﾅﾙ品種の育成によるﾌﾞﾗﾝﾄﾞ品づくり ・市場及び実需者への契約販売 ・直売による販路確保 ・法人化による経営基盤の強化 ・ﾊﾟｿｺﾝ利用による顧客のﾃﾞｰﾀ管理、経営管理	雇用労力　4人 鉢上げ、手入れ、出荷作業に対するﾊﾟｰﾄ雇用 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結
7 ｼｲﾀｹ	経営規模 ｼｲﾀｹ (年植菌) 27,000本 (稼働ﾎﾀﾞ木 54,000本) 経営面積 0.4ha (ﾎﾀﾞ場)	＜資本装備＞ ・ｼｲﾀｹ発生室 ・養成ﾊｳｽ ・人工ﾎﾀﾞ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、ｸﾛｰﾗｰ型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ ・軽ﾄﾗｯｸ等 ＜その他＞ ・ｼｲﾀｹは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷	・雇用労働力の安定的確保 ・ﾎﾀﾞ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたｼｲﾀｹの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・出荷ﾃﾞｰﾀの分析と販売管理	家族労働力 3人 雇用労働力 2人 収穫・調整作業に対するﾊﾟｰﾄ雇用 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
8 ｼｲﾀｹ ＋ 露地野菜 (ﾅｽ､ﾎｳﾚﾝｿｳ) ＋ 水稲	経営規模 ｼｲﾀｹ (年植菌) 15,000本 (稼働ﾎﾀﾞ木 30,000本) 作付面積 ﾅｽ　15a ﾎｳﾚﾝｿｳ　15a 水稲　50a	＜資本装備＞ ・ｼｲﾀｹ発生室 ・養成ﾊｳｽ ・人工ﾎﾀﾞ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、ｸﾛｰﾗｰ型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ ・ﾄﾗｸﾀｰ(21ps) ・田植機	・雇用労働力の確保 ・ﾎﾀﾞ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたｼｲﾀｹの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握	家族労働力 3人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するﾊﾟｰﾄ雇用 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保

	経営面積 0.65ha (うち0.3haはﾎﾀﾞ場)	(4条　3戸共同) ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ (3条　3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石　3戸共同) ・播種機 ・土壌消毒機 ・ﾏﾙﾁ張り機 ・動力噴霧機 ・軽ﾄﾗｯｸ等 ＜その他＞ ・ｼｲﾀｹは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・ﾅｽは接ぎ木購入苗利用 ・ﾅｽはV字仕立てにより収量と品質の向上を図る	とｺｽﾄ節減 ・出荷ﾃﾞｰﾀの分析と販売管理 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る	家族経営協定の締結
９ 養豚専作 (養豚一貫)	飼養頭数 種雌豚 90頭 種雄豚　7頭 育成豚 22頭 肥育豚 900頭	＜資本装備＞ ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌・給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんｽｸﾚｰﾊﾟｰ ・ﾊﾞｷｭｰﾑ ・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ ・尿浄化槽等 ＜その他＞ ・分娩・乳豚舎はｳｲﾝﾄﾞﾚｽとする ・肥育豚舎はｾﾐｳｲﾝﾄﾞﾚｽ式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与ｼｽﾃﾑ ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2回 ・離乳頭数 9.46頭/腹 ・出荷時日齢　185日 ・出荷時体重　114kg ・枝肉重量　75.2kg ・年間１母豚当たり出荷頭数　20.2頭 ・上物率　60%以上	・法人化による経営基盤の強化 ・ﾊﾟｿｺﾝによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	家族労働力 2人 休日制の導入 給料制の導入 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
１０ 酪農専作 (つなぎ飼い飼養)	飼養頭数 経産牛 45頭 育成牛 19頭 (経産牛1頭当たり乳量8,200kg) 飼料作物	＜資本装備＞ つなぎ飼い・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ方式 ・牛舎・付属施設 ・ﾐﾙｶｰ(4ﾕﾆｯﾄ) ・ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ(1,500ﾘｯﾄﾙ) ・ﾄﾗｸﾀｰ(105、77ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一式(共有)	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・ﾊﾟｿｺﾝ活用による経営分析	家族労働力 3人 ﾍﾙﾊﾟｰの活用による休日制の導入 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

	作付実面積 9ha (飼料自給率 TDN35%以上)	・飼料作収穫作業機械一式(共有) ・堆肥化施設等 ＜その他＞ ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	・牛群検定の活用	
１１ 肉牛専作 (肉専用種 肥育)	飼養頭数 肥育牛 160頭 (黒毛和種)	＜資本装備＞ 群飼育・自動給餌体系 ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(2t)等 ＜その他＞ ・素牛は過肥のものを避ける肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する。 ・素牛導入月齢8ヵ月齢 ・出荷月齢 28ヵ月齢 ・出荷体重 720kg ・枝肉重量 454kg ・DG 0.75kg	・雇用労働力の確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・ﾊﾟｿｺﾝによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	家族労働力 2人 雇用労力 1人 休日制の導入 ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結

別紙２(第２の２関係)

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の例

<table>
<tr><th colspan="2">営農類型</th><th>経営規模</th><th colspan="2">生産方式</th><th>経営管理の方法</th><th>農業従事の態様</th></tr>
<tr><td>1</td><td>露地野菜
(ﾅｽ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ・ﾎｳﾚﾝｿｳ)</td><td>作付面積
ﾅｽ　15a
ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ
30a
ﾎｳﾚﾝｿｳ
20a

経営面積
65a
全て借地</td><td colspan="2">資本装備 / 規格等
農作業場 / 100㎡
育苗ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ / 150㎡
ﾄﾗｸﾀｰ / 21ps
管理機 / 7ps
播種機 / 1条
動力噴霧機 / 30L/分
ﾛｰﾀﾘｰ / 1.5m
軽ﾄﾗｯｸ
その他
・ﾅｽは購入苗利用、V字仕立てによる高収量・高品質生産とする
・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰは、早生から晩生まで数品種を組み合わせ、収穫期間の延長と労力の配分を図る
・ﾎｳﾚﾝｿｳは播種時期をずらし、10～5月にかけて長期出荷する</td><td>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保
・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減
・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る。</td><td>家族労働力２人
ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保
定期的な休日の確保
家族経営協定の締結</td></tr>
<tr><td>2</td><td>施設野菜
(ﾅｽ)
＋
露地野菜
(ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)</td><td>作付面積
ﾅｽ　20a
ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ
30a

経営面積
50a
全て借地</td><td colspan="2">資本装備 / 規格等
農作業場 / 100㎡
ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ / 2000㎡
ﾄﾗｸﾀｰ / 21ps
動力噴霧機 / 30L/分
管理機 / 7ps
土壌消毒機 / 2条
ﾛｰﾀﾘｰ / 1.5m
ﾏﾙﾁｬｰ / 高畦
軽ﾄﾗｯｸ
その他
・ﾅｽは単為結果性品種で購入苗、天敵等の利用により作業の省力化及び適切な整枝により収量・品質の向上を図る
・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰは播種時期をずらし、長期出荷する</td><td>・雇用労働力の安定確保
・畜産農家との連携による良質堆肥の確保
・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減
・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る。</td><td>家族労働力２人
雇用労働力(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保)
ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保
定期的な休日の確保
家族経営協定の締結</td></tr>
<tr><td>3</td><td>花き
(ｼｸﾗﾒﾝ・鉢ｱｼﾞｻｲ)</td><td>作付面積
ｼｸﾗﾒﾝ
10a
鉢ｱｼﾞｻｲ
20a
(施設 10a)
(露地 10a)</td><td colspan="2">資本装備 / 規格等
農作業場 / 100㎡
鉄骨ﾊｳｽ / 1000㎡
ﾊｳｽ内ｶｰﾃﾝ / 1000㎡
貯油ﾀﾝｸ・防油堤 / 1.8KL
井戸
栽培ﾍﾞﾝﾁ(固定) / 1000㎡</td><td>・雇用労働力の安定確保
・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減
・農機具の保守管理を徹底し、使</td><td>家族労働力２人
雇用労働力(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保)
ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>経営面積
20a
全て借地</td><td>暖房機</td><td>10 万 Kcal</td><td rowspan="5">用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る。

・直売による販路確保</td><td rowspan="5">定期的な休日の確保

家族経営協定の締結</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>液肥混入器</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>動力噴霧機</td><td>30L/分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ</td><td>ﾊﾞｹｯﾄ 0.2 ㎥</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">その他
・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立
・ﾊｳｽは複合環境制御ｼｽﾃﾑを装備</td></tr>
<tr><td>4</td><td>果樹
(ﾌﾞﾄﾞｳ)</td><td>作付面積
ﾌﾞﾄﾞｳ
50a

経営面積
50a
全て借地</td><td>資本装備</td><td>規格等</td><td rowspan="2">・雇用労働力の安定確保

・畜産農家との連携による良質堆肥の確保

・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減

・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る。

・直売、宅配便利用による付加価値販売

・多様な品種による販売期間の長期化を図る</td><td rowspan="2">家族労働力 2 人
雇用労働力(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保)

ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保

定期的な休日の確保

家族経営協定の締結</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ﾌﾞﾄﾞｳ樹</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>作業所兼直売所</td><td>200 ㎡</td><td rowspan="9">その他
・雨よけ栽培による高品質生産
・直売方式に適した品種構成と栽培体系</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>格納庫</td><td>50 ㎡</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ﾌﾞﾄﾞｳ棚</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>雨よけﾊｳｽ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ</td><td>500L</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>乗用草刈機</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ﾄﾗｸﾀｰ</td><td>21ps</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>軽ﾄﾗｯｸ</td><td></td></tr>
</table>